

香取市貨物運送事業者等 燃料費高騰対策支援事業

香取市では、燃料費高騰の影響を受けた貨物運送事業者等の経済的負担を軽減し、その事業継続を支援するため、支援金を交付します。

主 な 要 件

1. 事業者要件

- 香取市内に営業所を有する中小企業者等である。（中小企業・個人事業主等）
- 令和7年4月1日時点で、貨物自動車運送事業等を行っており、今後も事業を継続する予定である。

2. 車両要件

- 令和7年4月1日時点で申請者が使用している。
（自動車検査証又は軽自動車届出済証上の使用者が申請者本人である。）
- 香取市内の営業所にある貨物自動車運送事業用の車両である。
（トレーラー等、被けん引車は除く。）



給 付 額

要件を満たす方へ以下の金額を給付します。

- 一般貨物自動車運送事業に係る事業用自動車・・・1台あたり23,000円
- 特定貨物自動車運送事業に係る事業用自動車・・・1台あたり23,000円
- 貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車・・・1台あたり 8,000円
- 一般貸切旅客運送事業に係る事業用自動車・・・1台あたり23,000円

申 請 手 続

- 申請期限 **令和7年9月30日（火）まで**
- 申請方法 郵送申請

【問い合わせ先】

香取市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務局
（香取市役所商工観光課内）

電 話：0478-50-1212

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く。）